



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2021年10月

No.77

特集【特集】「婚姻費用」と「養育費」について

みなさん、婚姻費用と養育費とは、そもそもどういったものなのでしょうか。婚姻費用とは、聞きなれない方も多いかと思います。そこで、今回は婚姻費用と養育費についてご紹介していきます。

■婚姻費用・養育費とは

婚姻費用とは

婚姻費用は夫婦が別居したときや、同居しているが生活費をもらっていないときに収入の多い方が少ない方に生活費として渡すお金のことです。各家庭によってさまざまな考え方がありますが、法律的には「夫婦は生活に必要な費用を分かち合う」義務があります。(民法752条)
具体的には、日常生活費、医療費、子どもの生活費(経済的・社会的に自立していない一般的に20歳以下の子どもを指します。)教育費、公共料金の費用などです。

このため、専業主婦など「仕事を持っていない」パートナーであったり、離婚を前提に別居する場合であっても、扶養される側は相手に対して婚姻費用が請求できます。

また、生活費をもらっていない方は「婚姻費用」として相手に請求することができます。

それぞれが同程度の生活を送ることができるように、お互いを扶助する義務があります。(これを「生活保持義務」といいます。)



養育費とは

子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な衣食住や教育費、医療費などの必要な費用です。養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても自分と同じ生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担費の負担義務はなくなりません。このように養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、離婚理由や親の事情に関わることのない「子どもの権利」です。

■婚姻費用・養育費算定表について

【引用:裁判所|平成30年度司法研究(養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究)の報告書について】
裁判所のページを開くと表が全部で19枚あります。

○表①～⑨→養育費算定表(子どもの人数・年齢に該当する算定表を選ぶ)

○表⑩→婚姻費用算定表(子どもなし)

○表⑪～⑲→婚姻費用算定表(子どもの人数・年齢に該当する算定表を選ぶ)

※どの表に該当するかは、子どもの人数・年齢で決まります。ご自身の該当する表を確認ください。

■養育費算定表：令和元年の改正ポイント

養育費算定表の改定で変更されたのは、主に以下の2点になります。

①子どもの生活指数(生活費について算出される物価指数のこと)

②基礎収入(生活費として使用できる金額のこと)

※養育費は、社会状況に合わせて増額傾向にあります。

■養育費算定表の見方

(例) ①子ども6歳(表1:子1人表(子0~14歳))

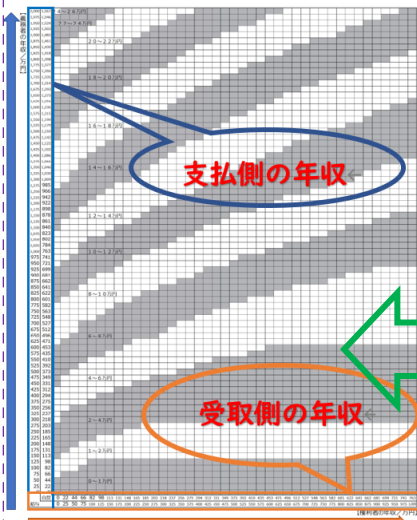
①子どもの条件に該当する表を見る

②父親(自営業:年収410万) 母親(会社員:200万)

③金額を確認する

③金額を確認する

(表1) 養育費・子1人表(子0~14歳)



縦軸(青)・横軸(オレンジ)、年収が2列表記になっています。
内側の列:自営業の場合の年収
外側の列:自営業以外の年収(会社員・パートなど)

この場合、4万~6万円が基準となります。(両者の年収の交差するところが該当金額)

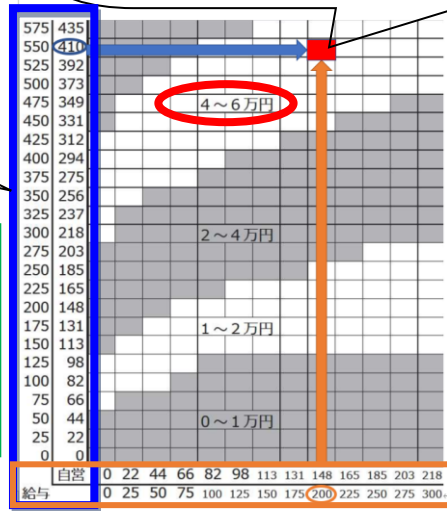
年収:

○自営の場合

『確定申告書の課税対象の所得額』

○給与所得者

『源泉徴収票の支払い金額』



※養育費算定表も婚姻費用算定表も見方は同一です。

養育費・婚姻費用算定表は、ひとつの目安です。金額に決まりはありません。最終的な金額については様々な事情を考慮し、当事者間で協議して決めていくことが大切です。

◆参考資料・参考情報

【引用:裁判所平成30年度司法研究(養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究)の報告書について】

裁判所:養育費・婚姻費用算定表 https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

令和元年12月23日に公表された改定標準算定表(令和元年版)です。



裁判所:動画配信YouTubeより

○ご存じですか?家事調停(10分) <https://youtu.be/5vU6DUc7oul>

○離婚をめぐる争いから子どもを守るために(5分) https://www.courts.go.jp/links/video/kodomo_video/index.html

○「子どもにとっての望ましい話し合いとなるために」(17分45秒) https://youtu.be/uGV8hH3Z_IA

◆相談・援助機関

●長崎地方法務局 公証役場一覧(長崎県には、長崎市・諫早市・島原市・佐世保市にあります。)

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyou/all.html>

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所...長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧... <https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

◇法テラス...日本司法センター <http://www.houterasu.or.jp> 法テラスサポートダイヤル 0570-078374

(IP 電話からは03-6745-5600)

おなやみなし

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター(YELLながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体:一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき